横浜市立中川西中学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 31 日制定
平成 27 年 6 月 3 日改訂
令和元年 12 月 1 日改訂
令和 5 年 3 月 14 日改訂

１　いじめ防止等に関する基本理念

本校ではいじめをしない、許さない環境を整え、すべての生徒が安心して、豊かに生活できる教育環境を整えていき、自分で物事を解決する力、心豊かに生きる力を身につけ、社会に貢献していける生徒を育てる環境を整えていきたいと考えています。そこで、いじめ防止に向けた基本理念を次の３点をポイントとしてあげます。

①あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指します。

②生徒が主体となっていじめのない社会を形成するという意識を育むための取組を大切にします。

③学校は保護者や地域、その他関係機関との連携を図ります。

２　いじめとは

「いじめ」とは、「**生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響をあたえる行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの**」に加え、**認知した場合には心身の苦痛を感じると考えられるもの**をいう。

（「いじめ防止対策基本法」第２条参照）

３　いじめ防止等の対策のための組織

（１）組織の構成

本校の**いじめ防止対策委員会**は**校長、副校長、生徒指導部長、学年主任、養護教諭と生徒指導専任**で構成する。

（２）組織の役割

①本校いじめ防止基本方針の基づく年間計画の作成や取組の実施を推進する。また、定期的に会合を開き、その方針・計画・取組について検証を行い、見直しをしていく。

②いじめの相談や通報の窓口となり、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関する情報の収集・集約と記録、共有を行う。

③いじめを認知した場合には、いじめられた生徒を守る姿勢を持ちつつ、情報の迅速な共有、関係生徒への事実確認の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者及び外部機関との連携を行う。

④組織の運営指針については適宜審議・検討していく。

４　いじめ防止のために取り組むこと

（１）あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指します。

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにしていきます。毎月の生徒生活アンケートなどを行い、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、その状況を教職員内で共有していき、いじめの未然防止に努め、生活しやすい環境をつくっていきます。また、情報モラル教育の推進による生徒の意識の向上および保護者への啓発に努めていきます

（２）**生徒が主体となっていじめのない社会を形成するという意識を育むための取組を大切にします。**

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていきます。学活や道徳の授業などで、生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会を大切にし、支援していきます。また、授業や行事・部活動などへの取組の中で、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土づくりに努めます。

（３）**学校は保護者や地域、その他関係機関との連携を図ります。**

いじめについては当該の加害、被害の過程と連携し、問題解決に向けて連携していきます。重大な案件については学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携していきます。また、SC、SSW、弁護士、ドクター、有識者などの専門的知識を有する者などの第三者からなる組織を設け、調査していきます。状況に応じて横浜市教育委員会、北部児童相談所、都筑警察署、少年相談保護センター、都筑区子ども家庭支援課などと相談し、いじめ解決とその後のケアを含めて連携を図り、取り組んでいきます。

（４）**横浜市のいじめアンケートの機会を活かして、いじめの実態把握に努めます。**

５月に「いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式）」、１２月に「いじめ解決一斉キャンペーン（無記名式アンケート）」を実施します。アンケートの内容を受けて、クラス全体の様子を再確認したり、個々の生徒の様子を職員間で情報共有したり、など生徒の発するサインを見逃さない取組をしていきます。

５　いじめに対する姿勢　～学校のつとめ～

【生徒に対して】

（１）学校はいじめを認知した場合、直ちにいじめを止める努力をします。

（２）いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守る姿勢を大切にします。特に、いじめられた生徒への対応は、その生徒の立場に立ち、気持ちに寄り添っていきます。

（３）いじめの事実確認においては、いじめを行った生徒からの聞き取りを行うとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に事実を把握していきます。

（４）いじめを行った生徒に対しては、なぜいじめをしたのか、それによっていじめられた生徒はどう感じたのかなどを指導していき、二度といじめを繰り返さないよう、当該生徒が自分の過ちに気付くよう指導していきます。

（５）いじめがあった場合、それを当事者の問題にとどめず、全体の問題としてとらえ、周りの生徒への指導をしていきます。はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為がいじめの肯定することにつながることや、いじめの傍観者とならず、いじめを止める仲裁者としての行動がとれるような指導をしていきます。

【保護者への対応】

（１）被害生徒の保護者に対しては、家庭訪問等で保護者と面談し、保護者の心情に共感しながら、事実関係と今後の方針について伝えます。

（２）加害生徒の保護者に対しては、正確な事実関係を説明し、被害者側の生徒と保護者の気持ちを伝え、事の重大さを認識してもらい、家庭での指導の一層の充実と今後の方針について伝えます。

【重大事態への対処】

（１）重大事態だと思われる案件が発生した場合にはただちに横浜市教育委員会に報告し、その後の調査方法などの方針を相談します。また、いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められた場合や、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携していきます。

（２）重大事態が発生した場合は横浜市教育委員会を通し、SC、SSW、弁護士、ドクター、有識者など専門家の意見を求め、相談していきます。

【継続した指導に向けて】

（１）いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察をおこない、折に触れて必要な指導を継続していきます。

（２）教育相談や手紙などで積極的にかかわり、その後の状況についての把握に努めます。

（３）いじめられた生徒、いじめた生徒とも、状況に応じ外部関係機関の活用も視野に入れながら心のケアをしていきます。

（４）いじめの事例を検証し、再発防止・未然防止に向けての日常的に取り組むことを洗い出し、いじめのない学校づくりを目指します。

6　保護者、地域、関係機関との連携

（１）学校便りや学校 HP を通して、学校の様子を理解していただけるよう広報活動を積極的に行います。また、PTA の各種会議や保護者会などにおいて、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けていきます。

（２）:「中川西中学校区学校・家庭・地域連携事業」や「中川西中学校学校運営協議会」等を活用し、いじめの問題など学校の抱える課題を共有し、地域社会との協力体制をいかしながら課題へ対処していくしくみづくりを推進する。

（３）学校だけで解決が困難な場合は、北部児童相談所、都筑警察署、少年相談保護センター、都筑区子ども家庭支援課などと相談し、いじめ解決とその後のケアを含めて連携を図り、取り組んでいきます。

7　その他

本基本方針は、改定が必要とされる場合、校内に設置された「いじめ防止対策委員会」によって検討を行い、全職員の共通理解の下、改めて公表していきます。